

## 豊明市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、豊明市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、調達契約等から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達契約等 市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント並びに物件の製造請負、借入れ及び買入れ並びに役務の提供等の調達契約並びに公有財産の売り払い契約をいう。
- (2) 入札参加資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (3) 排除措置 合意書第1項第7号に規定する排除措置及び合意書第6項により警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置をいう。
- (4) 排除措置業者等 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。

### (照会等)

第3条 市長は、入札参加資格者等が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握等したときは、合意書第3項第1号に基づき、警察署長に対し照会するものとする。

### (排除措置)

第4条 市長は、入札参加資格者等が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、豊明市指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該入札参加資格者等に対し、同表右欄に掲げる期間の排除措置を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、排除措置を行ったときは、排除措置通知書（様

式第1号)により、遅滞なく当該排除措置業者等に対して通知するとともに、当該排除措置業者等の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 市長は、一般競争入札において、排除措置業者等の入札参加を認めないものとする。

- 2 市長は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者等と調達契約等を締結しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者等に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 市長は、指名競争入札において、排除措置業者等を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、落札者が調達契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者等と調達契約等を締結しないことができる。
- 4 市長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者等に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 市長は、排除措置業者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 市長は、調達契約等の相手方が排除措置を受けたときは、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。ただし、合意書第6項の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置については、この限りでない。

(排除措置の解除等)

第9条 市長は、排除措置業者等から排除措置解除申出書（様式第2号）による排除措置解除の申出があったときは、警察署長に対し、改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により状況を確認した結果、改善が認められるときは、委員会の決議を経て排除措置を解除するものとする。ただし、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により、排除措置を解除するときは、排除措置解除通知書（様式第3号）により、排除措置を継続するときは、排除措置継続通知書（様式第4号）により排除措置業者等に対し通知するものとする。

（警察署長との連携）

第10条 市長は、この要領の運用にあたっては、警察署長との密接な連携のもとに行うものとする。

#### 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 措<br>置<br>要<br>件  | 期<br>間   |
|---|--|
| 1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。  | 排除措置業者に指定をした日から12月。ただし、排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下措置要件6の期間まで同じ。） |
| 2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。  | 排除措置業者に指定をした日から12月   |
| 3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。                               | 排除措置業者に指定をした日から3月  |
| 4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 | 排除措置業者に指定をした日から6月  |
| 5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。   | 排除措置業者に指定をした日から3月  |
| 6 法人等の役員等又は使用人が、1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。   | 排除措置業者に指定をした日から3月  |
| 7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。  | 排除措置業者に指定をした日から2週間   |